

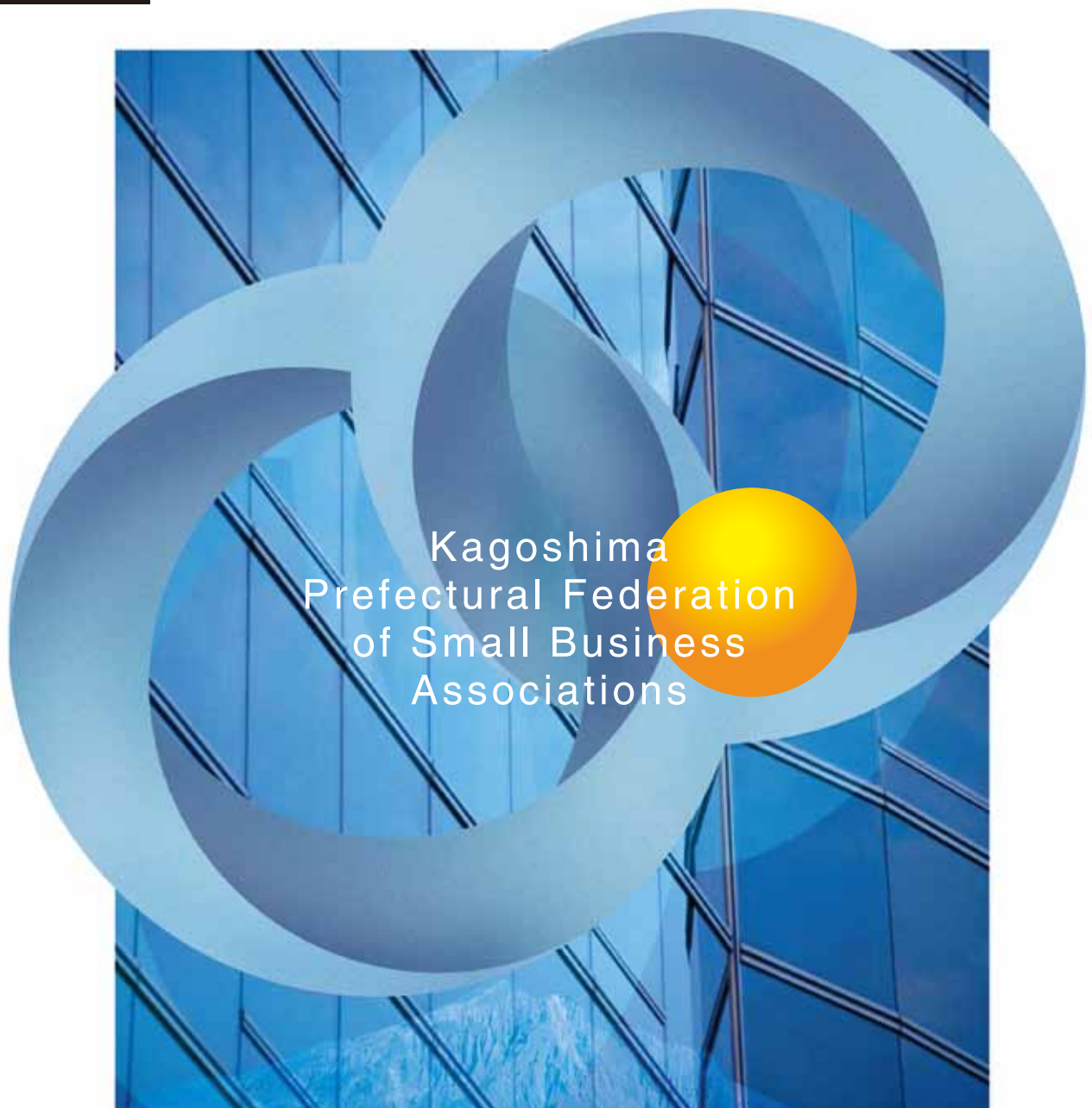
中央会月刊誌
中小企業
かごしま

2013
第702号

12

特集
テーマ

特集 共同行為（カルテル）による消費税転嫁対策



Kagoshima
Prefectural Federation
of Small Business
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



ここは、
芋の
酒の
国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。
それは、信頼の証です。



「黒麹仕立て 桜島」は、
鹿児島県産さつま芋だけ
を使い、南薩摩で蒸留瓶
詰めされた生粋の「薩摩
焼酎」であることを公的機
関より認証されています。



南薩産さつま芋仕込
桜島
さくらじま
黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての
南薩摩産さつま芋を黒麹で丹念に
仕込み、芳醇な香りと深く濃い味
わいへと仕上げた生粋の薩摩焼酎。
焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚
なトロリとした甘さと旨さを持つ、
黒麹の特徴を存分に生かした本格
芋焼酎です。

CONTENTS

特集 共同行為（カルテル）による消費税転嫁対策	2
中央会の動き	8
● 家電販売業者が今後の販売戦略を探る	
● 建設業界の若手経営者が被災地の復興体験に学ぶ	
● 未来に繋ぐビジネスの進め方 ～企業存続のために何をすべきかを知る！～	
● 始める前に知っておきたい Facebook ページ活用のコツ	
● 小さな会社で始める Facebook 集客と販促	
● 無料・超簡単なホームページによる情報発信	
● 商工中金協力会 講演会・懇親会が開催される	
● “ちいさな企業” 成長本部が開催される	
トピックス	12
● “県内 40 窯元が出展” 第 24 回薩摩焼フェスタ	
● “いつの時代にもふさわしい伝統美” 本場大島紬「産地まつり」	
インフォメーション	14
● 消費税転嫁対策窓口相談等事業のご案内	
● 岩田泰一前中央会会長が旭日小綬章を受章	
業界情報	16
平成 25 年 10 月 情報連絡員報告	
倒産概況	18
平成 25 年 11 月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	20

最新の印刷技術 と 環境保全の融合

- 竹紙印刷 ●抗菌印刷 ●3D印刷 ●ラベル印刷 ●軟包装資材(フィルム・ラベル)
- PP、PETなどの特殊素材への印刷 ●パッケージ・厚紙印刷 ●宣伝用印刷
- 事務用印刷 ●屋外広告 ●店舗・イベントブースデザイン施工 ●電子ブック
- Webサイト制作 ●レンチキュラー印刷【実用新案登録 第3143782号】
- MUD(メディアユニバーサルデザイン)に取り組んでおります。

WWW.UNICOLOR.JP

品質管理基準が厳格な製品へ対応の
高性能印刷品質検査装置を導入しました。



一般社団法人抗菌製品技術協議会 会員
ユニカラー

本社 〒891-1231鹿児島市小山田町7276-3
TEL(099)238-5525 FAX(099)238-5534



共同行為（カルテル）による 消費税転嫁対策

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、「消費税転嫁対策特別措置法」が制定されました。同法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る「転嫁カルテル」・「表示カルテル」を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています。

本特集では、組合制度を活かした共同行為（カルテル）による消費税転嫁対策の留意点について解説します。

平成 26 年 4 月に消費税率 8 % への引上げが実施されます。前回の消費税率引上げの際には、多くの中小企業が消費税増税分を価格転嫁できず、自らの身を削って消費税を納税することとなり、その結果として消費税の滞納が急増したこともあり、価格転嫁の問題を解決することは重要な課題となっています。

今回の消費税の引上げに向けて、全国中小企業団体中央会が「消費税の転嫁等に関する調査」を実施したところ、消費税率が 8 % の場合は 48.7%、10% の場合は 51.1% もの団体が「転嫁できない」と回答しています。

このような事態を打開する有力な手法として、組合単位等で消費税に関する共同行為（カルテル）を実施することが考えられます。

【全国組合及び組合連合会等における転嫁カルテル・表示カルテルの状況】

今回の消費税の引上げに関連し、全国中小企業団体中央会が、全国組合及び組合連合会等を対象に実施した調査によると、消費税転嫁対策として「転嫁カルテル」・「表示カルテル」を検討していると回答した組合等団体が 16.7% ありました。

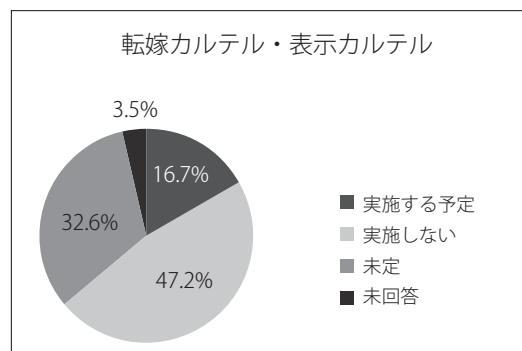
また、公正取引委員会への届出状況は、平成 25 年 11 月末時点で、「転嫁カルテル」は組合が 12 件、組合以外の団体が 14 件、「表示カルテル」は組合が 12 件、組合以外の団体が 18 件となっています。

〔全国組合等における転嫁カルテル・表示カルテルの検討状況に関する調査〕（全国中央会）

調査期間 平成 25 年 10 月 9 日～ 15 日
 調査対象 全国組合・連合会、一般社団法人等 約 350 団体
 回答数 144 団体

《転嫁カルテル・表示カルテルの検討状況》

回答	団体数	%
実施する予定	24	16.7%
実施しない	68	47.2%
未定	47	32.6%
未回答	5	3.5%



消費税の転嫁方法や表示方法の決定についての共同行為が特別に認められます

共同行為（カルテル）とは事業者等が商品価格等を共同で取り決め、競争を制限する行為のことで、独占禁止法で禁止されていますが、消費税転嫁対策特別措置法の施行により組合等が行う「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」について、独占禁止法の適用除外制度が設けられました。併せて、商工組合及び商工組合連合会においても共同行為の実施が可能になりました。

◆ 共同行為が実施可能な組合

- 事業協同組合、事業協同組合連合会
- 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- 商工組合、商工組合連合会
- 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- 酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会 等

◆ 共同行為が認められる期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の商品又は役務の提供を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。

なお、公正取引委員会への届出は、平成 25 年 10 月 1 日から可能です。

◆ 公正取引委員会への届出

共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届け出る必要があります。届出書の様式など、具体的な提出の方法については、公正取引委員会のホームページをご覧ください。

《公正取引委員会 消費税転嫁対策コーナー》 <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/>

◆ 共同行為の実施や参加は任意

共同行為はあくまで任意のものです。共同行為を行うか否か、共同行為に参加するか否かは、それぞれの組合及び事業者の自主的判断に委ねられており、消費税転嫁対策特別措置法により共同行為の実施や参加を強制するものではありません。





転嫁カルテルの留意点

- ・ 転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。
- ・ 転嫁カルテルを行うことができるのは、主に中小事業者やその団体です。参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

〔転嫁カルテルの対象〕

業 種	資本金規模・従業員規模
製造業、建設業、運輸業	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下 又は 業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下 又は 300人以下

〔転嫁カルテルとして行うことができる行為〕

《具体例》

- 各事業者がそれぞれ自主的に決めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合い等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
 - （例1）本体価格 98 円 × 8 % = 消費税額 7.84 円 → 8 円
 - （例2）本体価格 93 円 × 8 % = 消費税額 7.44 円 → 7 円

〔認められない行為〕

《具体例》

- 消費税率引上げ後の税抜価格（本体価格）又は税込価格を統一する旨の決定
- 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- 合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定

- ※ 転嫁カルテルには、消費税法上の課税事業者、簡易課税事業者及び免税事業者のいずれであるかを問わず参加することができます。
- ※ 今回の転嫁カルテルの対象は、販売についてのものであって、購入については対象になりません。

表示カルテルの留意点

- ・表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。
- ・全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。

〔表示カルテルとして行うことができる行為〕

《具体例》

●消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

ア. 税込価格を表示する場合

(例1) 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

税込 108 円
(消費税 8 円)

(例2) 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

税抜 100 円
(税込 108 円)

イ. 税込価格を表示しない場合

(例1) 個々の値札に税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定

100 円+税

(例2) 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定

100 円

消費税は別途
いただきます

※形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁の方法の取り決めが含まれている場合には、「消費税の転嫁の方法の決定」についての届出が必要になります。

(例) 消費税率引上げ分を消費税率引き上げ前の対価に上乗せした結果、計算上生じる端数を切り上げにより処理して税込価格を表示する旨の決定

さつまの海



垂水地区に湧き出る温泉水を使用したやわらかな味わい

さつまの海

常熱 蒼々



常圧蒸留ならではのふくよかな香り

常熱蒼々

海 蒼々



ふくよかな甘味と果実のような香り

大海蒼々

黒麹



芋焼酎がまだ地元の人だけに飲まれていた頃の製法を再現

大海黒麹

一番



サツマイモの吟醸香フルーティーな華やかさ

一番

大海



鹿児島島の農業地帯大隅半島の地焼酎

さつま大海

大 澁 酒 造 株 式 有 限 公 司

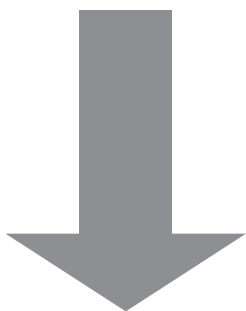
〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町 21 番 1 号
TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950

●未成年者の飲酒は法律で禁じられています。 ●健康のため、飲み過ぎに注意しましょう。 ●妊娠中・授乳期の飲酒はお控え下さい。 ●飲酒運転は絶対やめましょう。

「転嫁カルテル」・「表示カルテル」の実施を決定するまでの手順

組合等が消費税転嫁対策として「転嫁カルテル」・「表示カルテル」を実施する場合は、次のような手順で意思決定を行うことになります。

① 組合内での十分な話し合い



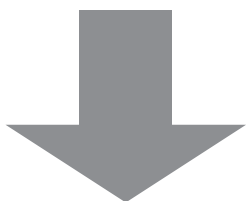
消費税転嫁に関する基本方針の検討が必要です。その方針の一環として、転嫁カルテル等の実施の可否を話し合うことが重要です。また、カルテルを遂行するための業務執行管理体制等について、事前に点検することも必要です。なお、話し合いの際に、価格について話し合い、違法な「価格カルテル」につながるものがないよう注意が必要です。

② 理事会での決議



組合が転嫁カルテル等を実施し、その目的を達成するためには、理事会において十分な話し合いが行われることが必要です。

③ 組合員への情報提供



組合員の経営実態に鑑み、転嫁カルテル等に関する実施方針について組合員に十分な説明と情報提供を行い、組合員の総意を形成することが必要です。

④ 総会（総代会）での決議

転嫁カルテル等を定款の「附帯する事業」として実施することを総会（総代会）において決議することが必要になります。

※「消費税転嫁対策特別措置法」により今回の消費税の「転嫁カルテル」・「表示カルテル」のみに適用するものです。

《総会の決議事項（参考例）》

1. 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

- (1) 対象とする商品又は役務
 - 加工品
 - の加工及びこれに附帯する一切の業務
- (2) 共同行為の内容
 - 各組合員事業者が自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
 - 消費税引上げ後に販売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
 - 消費税額分について、計算上生じる端数の処理方法（○円単位の上捨五入又は、切上げ、切捨て、その他とすること）の決定
- (3) 実施期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日
- (4) 共同行為の実効を確保するための手段
 - 違反者には、理事長が口頭又は文書をもって注意する。
 - 理事会の判断に基づき、証憑類の提出を求めることができる。
 - 理事会の判断に基づき、違反者に対して相応の過怠金を課すことができる。
 - 消費税の転嫁を拒否し、実質的に値下げを要求する需要家がある場合には、理事会に報告すること。組合は、事実確認を行った後、当該需要家に改善を要請し、改善が見られない場合は、公正取引委員会、所管行政庁等に連絡をするものとする。
 - 員外者に対しても必要に応じて共同行為への参加を求め、協力を要請する。

2. 消費税の表示の方法の決定に係る共同行為

- (1) 対象とする商品又は役務
 - 加工品
 - の加工及びこれに附帯する一切の業務
- (2) 共同行為の内容
 - 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定
 - 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定
 - 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「○円（税抜価格）」、「○円＋税」など、消費税が別途課税される旨を表示する旨の決定
 - 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表紙する旨の決定
 - 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的使用する旨の決定
 - 価格交渉を行う際に税抜価格を提示することの決定
 - その他（具体的に）
- (3) 実施期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日
- (4) 共同行為の実効を確保するための手段
 - 違反者には、理事長が口頭又は文書をもって注意する。
 - 理事会の判断に基づき、証憑類の提出を求めることができる。
 - 理事会の判断に基づき、違反者に対して相応の過怠金を課すことができる。
 - 消費税の転嫁を拒否し、実質的に値下げを要求する需要家がある場合には、理事会に報告すること。組合は、事実確認を行った後、当該需要家に改善を要請し、改善が見られない場合は、公正取引委員会、所管行政庁等に連絡をするものとする。
 - 員外者に対しても必要に応じて共同行為への参加を求め、協力を要請する。

3. ポスターの作成

ポスターを印刷・作成し、組合員の全ての事業所に配付する。

4. 需要家への挨拶状の発送

転嫁・表示カルテルを行う旨の挨拶状等を需要家に対して組合理事長名で通知する。

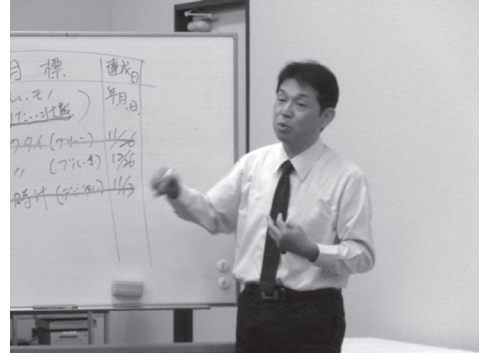
(注) 組合の実情に応じて、適宜決定すること。



家電販売業者が今後の販売戦略を探る ～鹿児島県電機商業組合～

11月12日、鹿児島市の「ジェイドガーデンパレス」で、鹿児島県電機商業組合（古市隼人理事長）を対象に「これからの環境問題と家電流通業界」をテーマに小企業者講習会を開催した。

講師の一般社団法人環境ネットワーク鹿児島専務理事の塩川哲郎氏が、様々な企業の環境対応や経営支援に関わってきた経験から、環境に配慮した今後の家電販売戦略について講演を行った。



塩川氏は「環境に配慮した商品を選択する傾向が強まっているが、大部分の顧客の目的は光熱費を抑えることであり、これを理解したうえでアプローチする必要がある。」と述べ、「量販店に価格では対抗できないが、小企業者は経営環境の変化を捉え、消費者が求めるサービスを付加する戦略で活路を見出すことができる。」と話し、「顧客と良好な関係を構築するには、自分自身・家族・従業員・取引先を大切にし、自身と自社の質を高めること。良い経営者は良い顧客と結びつくものである。」と締めくくった。

建設業界の若手経営者が被災地の復興体験に学ぶ ～鹿児島県建設業協同組合連合会～

11月15日、鹿児島市の「建設業会館」で、鹿児島県建設業協同組合連合会青年部を対象に、組合青年部研究会を開催した。

株式会社深松組代表取締役の深松努氏を講師に「東日本大震災で得られたこと、復興に向けての課題と提言」をテーマに実施した。



深松氏は、宮城県で建設業を営んでおり、東日本大震災の復興活動に取り組む中で、燃料と作業員の食糧確保に苦労しつつも、復旧作業が止まらないよう尽力したことなど、最前線での復興に取り組んだ経験を述べた。

また、高速道路が津波被害の拡大を抑止したことや建設業者が警察・消防・自衛隊も手を出せないような困難な現場で活動した事例を紹介し、地元建設業が災害時に果たす役割の重要性を語った。



最後に、被災地復興は、官民一体の取り組みが欠かせないため、「地域にその地域を守るだけの建設業者数は絶対に必要である。」と締めくくった。

参加者は同業者の貴重な復興体験から、建設業者の社会的役割を再認識した。

未来に繋ぐビジネスの進め方 ～企業存続のために何をすべきかを知る！～

11月6日、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」で、11月22日、奄美市の「奄美サンプラザホテル」で、ITセミナーを開催した。

講師にITマネジメント・サポート協同組合理事長の高島利尚氏を招聘し、「未来に繋ぐビジネスの進め方」をテーマに講義を行った。

高島氏は「よい企業とは、環境に適応し、お客様に喜んでもらえる商品・サービスを提供し続けられる企業のことである。その実現のためには社員が経営者の思いを共有し、生き生きと活動できる体制を構築することが欠かせない。長寿命企業は、自社の持ち味・強みを全社員が共有し、お客様から愛され続けている。また、激動する環境下においてお客様の再確認や商品・サービスの再確認を怠ってはならない。業務プロセスの再構築や外部との連携、IT活用により新たなビジネスモデルを構築し、変化への的確な対応を行うことが重要である。期待以上の商品・サービスを提供することが顧客満足に繋がる。そのためには、ニーズを捉え、自社の良いところを伸ばしていくことが必要である。経営者は到達すべきゴールを描き、やり抜く強い思いが大切であるが、経営は予測通りにはいかないため、最終目標までの課題関連図を作り、思いを可視化させることが重要である。」と述べ、最後に「楽しくなければ経営じゃない。明るい夢を抱き、実のある成果を勝ち取ろう。」と締めくくった。



始める前に知っておきたいFacebook ページ活用のコツ

11月11日、鹿児島市の「レクストン鹿児島」で、ビジネスに効くITツール活用講座を開催した。

講師にキラメックス株式会社執行役員の伏田雅輝氏を招聘し、「始める前に知っておきたいFacebook ページ活用のコツ」をテーマに講義を行った。

伏田氏は「Facebook ページを適切に運用するためには、①基本方針決定、②ページの最適化、③投稿、④ファンを増やす、⑤集客・販促、⑥インサイト分析の『6つの運用フロー』を意識することが重要である。」と述べ、その具体的方法を解説した。また、宣伝・クーポン機能やインサイト分析機能の利用等、販促効果を高めるためすぐに利用できるテクニックが多数紹介され、参加者はFacebook ページを有効に活用するための手法について多くのコツを学んだ。



KAGOSHIMA BANK

“かぎん”でんさいサービスは皆さまの資金決済の悩みを解決します。

「でんさい(電子記録債権)」は手形・指名債権(売掛債権等)の問題点を克服した新たな金銭債権です。全国銀行協会が設立した「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」に債権・債務データを記録することで、でんさいの発生、譲渡、分割が行えます。

◎でんさいサービスをご利用いただく場合は、「かぎん FB-Web サービス」のご契約が必要となります。
◎取引種類(手形代替取引、融資取引)及び各種手数料など詳細については下記へお問い合わせください。

でんさいの メリット

支払企業(債務者)の皆さま

- 手形用紙の作成や印章の押印等、事務負担が軽減されます。
- 手形の搬送コストが削減できます。
- 手形と異なり印紙税は課税されません。(印紙の添付が不要)
- 複数の支払手段(手形・振込等)の一本化で効率化が図れます。

納入企業(債権者)の皆さま

- ペーパーレス化により、手形の紛失・盗難対応等の管理コストが削減できます。
- 必要な分だけ分割して、譲渡や割引ができます。
- 面倒な取立手続きは不要で、支払期日当日に自動的に資金が入金されます。

【お問合せ先】 かぎんFBセンター ☎0120-089-274 ガイダンス2
まずはお電話ください

受付 平日9:00~17:00
時間 ※銀行休業日を除く または 鹿児島銀行本支店

THE KAGOSHIMA BANK



鹿児島銀行

小さな会社で始める Facebook 集客と販促

11月15日、鹿児島市の「宝山ホール」で、講師に株式会社深谷歩事務所代表取締役の深谷歩氏を招聘し、「小さな会社で始めるFacebook 集客と販促」をテーマにビジネスに効くITツール活用講座を開催した。

深谷氏は「ソーシャルメディアは小さな会社こそ利用すべきである。これまで届かなかったところに自社の情報を届け、そこにいる人たちと繋がることができる。予算・スキル・時間がなくても運用でき、初期投資も不要である。顧客や見込み客に応じた情報を発信することも可能である。

Facebookページとはビジネス利用を前提とした仕組みである。訪れた人にどんなページか知ってもらうため、わかりやすいページ名とカバー写真・プロフィール写真、基本情報の入力必須である。また、情報発信のために自社が保有するコンテンツを洗い出す必要がある。投稿は、ユーザーが見たい・知りたい情報か、コンテンツを通して交流できるか、あらかじめ反応を予測するとともに、インサイトでページの評価をすることが重要である。」と述べ、その後、具体的な作成手順、設定しておきたい基本項目の入力、スポットの申請や統合、広告の作成要領、アプリを使ったコンテンツ作成方法等について解説した。



無料・超簡単なホームページによる情報発信

11月21日、鹿児島市の「宝山ホール」で、無料ホームページ作成サービス「Jimdo (ジンドゥ)」の提供元である株式会社KDDIウェブコミュニケーションズの市澤浩明氏を講師に迎え、「無料・超簡単なホームページによる情報発信」をテーマにビジネスに効くITツール活用講座を開催した。

市澤氏は、「Jimdoはサーバ、FTP、HTML等の難しい知識やハードの準備を必要とせず、ブラウザから直接見たまま編集でき、専用ページを作成しなくてもスマートフォン用のページが自動生成される等の特長がある。また、ホームページ作成の成果を上げるためには『誰に見せるか』を予め明確にしておくことが重要である。」と述べ、Jimdoの活用によるホームページの作成手法と成果を上げるための工夫についてデモンストレーションを交え具体的に説明した。講義に引き続き、ホームページ作成を外部に委託した場合に予想されるコストや、動画やブログとの連携等、多数の質疑応答が交わされた。



しま
郷土のくらしを見つめる

奄美信用組合

理事長 安 忠雄

役職員一同

〒894-0025 奄美市名瀬幸町 6 番 5 号

商工中金協力会 講演会・懇親会が開催される

11月27日、鹿児島市の「城山観光ホテル」で商工中金協力会が開催された。

講演会は、講師の商工中金調査部長の館崎和行氏が、「最近の経済情勢について」と題して講話を行った。

館崎氏は、中小企業を取り巻く経営環境が激変し、見通しが難しい状況の中、経済情勢の変化に対応し、中小企業経営者はどのように経営の舵を取っていくかについて述べ、参加者は今後の企業経営のための重要な判断材料を得ることができた。

また、来年11月14日に商工中金全国ユース会「第27回全国交流大会」が本県で開催されることが報告され、実行委員を代表して協業組合ユニカラーの岩重昌勝理事長から参加・協力の要請が行われた。

講習会終了後は懇親会が開催され、商工中金副社長の森英雄氏（元鹿児島支店長）も出席し、盛会のうちに終了した。



“ちいさな企業” 成長本部が開催される

11月21日、鹿児島市の「鹿児島中央ビルディング」で、中小企業庁の主催による「“ちいさな企業” 成長本部」が開催された。

中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、全国21か所の中小企業・小規模事業者及び支援機関の意見を踏まえ本年6月に策定された「行動計画」のフォローアップ及び改善を目的に実施された。

県内の中小企業・小規模事業者、支援機関、地元自治体に参加する中、本会の小正芳史会長がコーディネーターを務め、行動計画に関する県内中小企業の取組み事例の紹介や意見交換等が行われた。



コーディネーターを務める小正会長

中小企業・小規模事業者の成長に向けた4つの具体的な行動

1. 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する
2. 中小企業の新陳代謝を活発にする
3. 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する
4. 海外に打って出る

これからも、
地域とともに。

いつでも、どこでも、アクセス!

yamakataya

ふれあい、まいにち。
毎日8時まで営業

山形屋
〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話(099)227-6111
www.yamakataya.co.jp



“県内 40 窯元が出展” 第 24 回薩摩焼フェスタ ～鹿児島県薩摩焼協同組合～

11月27日から12月1日までの5日間、鹿児島県薩摩焼協同組合（西郷隆文理事長）は、かごしま県民交流センターで「第24回薩摩焼フェスタ」を開催した。県内各地から40の窯元が出展し、約1万点におよぶ薩摩焼の展示・即売を行った。

今回は大正大噴火から100周年となる「桜島」にちなんで「陶で語る桜島展」をテーマに様々なコンセプトで薩摩焼の展示を行った。

各窯元の推奨品の展示、下絵付けや透かし彫りの実演、ふるさとPRコーナー、子供陶芸作品展、三都市コラボ作品の展示、チャリティオークション、お楽しみ抽選会等盛りだくさんの企画が行われた。

また、「むじよか酒器展」では、女性のために組合がデザインし、21の窯元が製作した4種類の酒器が展示され注目を集めた。

最終日には、「薩摩焼大使」の桂竹丸師匠が来場し、会場を盛り上げた。

来場者は、伝統的工芸品「薩摩焼」の素晴らしさに触れ、その技に魅せられていた。



鹿児島県薩摩焼協同組合HP

<http://www5.synapse.ne.jp/satsumayaki/index.html>

むじよか酒器展

下絵付けの実演

BESTパートナー
三井生命

こつこつ きちんと あなたのため
 こつこつ きちんと みんなのため
 こつこつ きちんと 地球のため
 こつこつ きちんと 明日のため
 こつこつ きちんと ウソはつかない
 こつこつ きちんと マネもしない
 こつこつ 豊して
 こつこつ 生きてるあなたを、
 わたしたち三井生命も、
 こつこつ きちんと応援します。

こつこつ
きちんと

三井生命保険株式会社
 〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1 TEL:03-6831-8000 (大代表)
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

“いつの時代にもふさわしい伝統美” 本場大島紬「産地まつり」 ～本場大島紬織物協同組合～

11月30日、12月1日の2日間、本場大島紬織物協同組合（窪田茂理事長）は、MBCメディアホール（鹿児島市）で、「本場大島紬『産地まつり』」を開催した。

“本場大島紬”の魅力を産地である鹿児島の人々に改めて感じてもらうことを目的に毎年開催しており、今回は“いつの時代にもふさわしい伝統美”をテーマに、様々な企画が催された。

本場大島紬新作展、来場者が審査し投票する新作紬コンテスト、古典大島紬の展示、製造工程の実演、大島紬関連製品の展示（洋装・小物・雑貨等）、大島紬を着用した来場者へのプレゼント抽選会が行われた。

和洋装ファッションショーでは、大島紬を活用した斬新なドレス等が披露され来場者の熱い視線を集めた。

また、「2014年度本場大島紬クイーンコンテスト」が開催され、最終選考に残った15人の中から3人の本場大島紬クイーンが選ばれた。

来場者は、鹿児島を代表する伝統工芸品「本場大島紬」の伝統の美と新しい可能性に魅せられていた。

本場大島紬織物協同組合HP <http://oshimatsumugi.com/>



本場大島紬新作展



和洋装ファッションショー



本場大島紬クイーンコンテスト



もう一本の
シートベルト、
自動車保険は
ONE-Step

損保ジャパン

保険をもっと便利にもっと身近に、もしもの時にお客さまを守る「個人用自動車総合保険ONE-Step」。契約更新のお手続きをサポートする「安心更新サポート」も好評です。ONE-Stepは、お客さまとご家族のカーライフを応援する安心でやさしい自動車保険です。

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

消費税転嫁対策窓口相談等事業のご案内 ～相談窓口の設置、専門家の派遣～

平成26年4月1日から消費税率が8%に上げられます。中小・小規模企業の皆様は、増税分の転嫁方法や価格表示方法など、増税に関する正しい知識を得るとともに、十分な事前準備が必要になります。

本会では、中小企業が消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的に、次のような事業を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

1. 個別相談窓口の設置

相談窓口を平成26年2月末まで中央会に常時設置し、組合から寄せられる消費税率の引上げや制度改正等に関する相談について、担当者が対応します。

また、専門家相談日として専門家を配置します（専門家設置日は別途案内）。

2. 専門家の派遣

消費税の転嫁対策等に関し、個別支援を希望される組合等を対象に、無料で専門家を派遣します。

【お問い合わせ・お申込み】

総務企画課 TEL 099-222-9258

祝 岩田泰一前中央会会長が旭日小綬章を受章



平成25年秋の叙勲受章者が政府から発表され、本会前会長の岩田泰一氏（中央会名誉会長、鹿児島県菓子工業組合理事長）が、旭日小綬章を受章されました。

長年にわたり、中小企業組合の発展及び地域経済の振興に尽力してこられたご功績を称え、心よりお祝い申し上げます。

knt!
近畿日本ツーリスト九州

カタチにします。ときめき・キラメキ・おもてなし

近畿日本ツーリスト九州

鹿児島支店 支店長 南部勝也

〒892-0828

鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエアビル3F

TEL : 099 (223) 3205

FAX : 099 (239) 8159



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイナーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より高めの金利（当金庫内比較）をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

固定金利の半年複利

着実に、そして効率よく資産を増やせます。

- お預け入れは、50万円以上1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

鹿児島支店

〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24

TEL: 099-223-4101

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金



業界情報（平成25年10月情報連絡員報告）

製造業

味噌醤油製造業

10月は酉の月で、本来なら醤油などの仕込みがこの頃から盛んになるはずだが、今年は気温の高い日が続いたために、仕込みどころか需要も伸び悩んだ。

酒類製造業

（平成25年9月分データ） (単位kQ・%)

区分	H24.7	H25.9	前年同月比	
製成数量	21,907.2	22,844.0	104.3	
移出数量	県内課税	3,936.1	4,346.5	110.4
	県外課税	5,801.9	5,541.0	95.5
	県外未納税	3,736.5	3,001.6	80.3
在庫数量	199,944.6	202,107.9	101.1	

漬物製造業

商品が動きだした組合員が多くみられるが、利益は厳しい状況である。

蒲鉾製造業

桜島の火山灰、台風の接近などにより、土産用の売上が悪かった。台風接近の場合は、九州から関東方面への出荷が2日間できない事になるため、その分売上が減少した。全体的には対前年同月比マイナス6%となった。原材料のスケソーは1kg10円程の値上げとなっている。やはり円安のため、植物油（なたね油・大豆油等）や澱粉など、副資材の値上げが目立っている。

鯉節製造業

昨年と比較すると、生値（原料）は180～190円台の高止まり状況で推移していたが、20日頃から急に安くなった。高い時期の原料で製品化しているため、在庫も多くなっており、この状態が続くと業界としては非常に厳しい。

菓子製造業

天候不良が多く、高齢者の外出が減った事もあり、売上は伸びなかった。

茶製造業

秋冬番茶の摘採も終わりに近づいた。九州地区の売上は減少したが、静岡の売上は増加した。

大島繊維物製造業（奄美地区）

平成25年10月の検査反数は495反で、対前年同月比はマイナス46反（91.5%）であった。

木材・木製品製造業

原木丸太、製材製品価格ともに目まぐるしく変動し、数年来の高値を更新している。一方で、高値に反発する声も聞かれ始め、少ない原木や品薄の製品銘柄の先

取り感が否めない中で、業界は採算ベースをキープできるかどうか先行き不安のムードになりつつある。

木材・木製品製造業

住宅着工戸数をプレカット工場の稼働率から推測すると、高水準の受注を維持しているが見込まれる。また、製材工場の話を見るとKD材など品薄気味の部材もあるという。これらの現象は消費税増税を見越しての需要が続いていることの証左であると思われる。また、木材ポイントの効果か外材から国産材へシフトするビルダーも見られる。リフォーム需要も堅調で久しぶりの秋需という感じである。ただ、この現象は仮需であり先行きは不透明な部分もある。仕事量の急激な増減があるより均等に続く方が望ましい。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年同月比91.6%の158,307立米で、特に減少した地域は鹿児島・串木野・川薩・宮之城・始良伊佐・大隅・南隅・種子島・屋久島・奄美大島、特に増加した地域は南薩・出水・垂水桜島・甑島・沖永良部・喜界島であった。官公需での大口物件が一段落した感もあるが、前年度の発注時期とのずれが月間出荷額として減少したものであると思われる。民需については、順調に伸びている。

コンクリート製品製造業

10月度の出荷トン数は、11,613トンで対前年同月比115.9%となった。出荷量は、始良・熊毛・奄美地区を除き増加している。特に鹿児島地区は対前年同月比174.4%となった。しかしながら、10月度の受注は前年同月に対して減少しており、今後の発注が気にかかる。

仏壇製造業

海外輸入仏壇内訳（主たる輸入国：中国、ベトナム、タイ等）は、平成25年7月25,780本、8月19,433本、9月18,920本。平成25年累計179,512本。

印刷業

用紙メーカーが今年2回目の値上げを表明してきたことに対して、印刷業界としての要望書を提出した。同じ印刷産業として、共通認識を持ち、タイミングをはかって価格を変更して貰いたい旨の内容である。価格上昇を、即顧客に反映しづらい印刷業界にとって、重要なことなので、今後も交渉を続けていかなくてはならない。

非製造業

卸売業

円安による価格転嫁に苦戦しており、今後消費税の上げも予定されているため価格交渉に不安がある。仮店舗、仮土地などの紹介物件が増加するなど不動産に動きがでている。

中古自動車販売業

新車は、各社モデルチェンジ投入や来年4月の消費税増税に伴い好調に推移している。中古車は、玉不足で依然として厳しい。

青果小売業

対前月比92.4%、対前年同月比104.1%であった。

農業機械小売業

野生鳥獣による農作物や人間への被害が増えているが、要因の一つに耕作放棄地があげられる。農水省では、平成26年度も予算計上し、放棄地の再利用に取組む農業者を支援する取組みを行う予定である。これにより、国全体の食料供給力を上げるための農地を増やす目的も達成される。

石油販売業

原油の高止まりと円高で価格はやや下がっているものの、元売りの大幅な仕切りアップに小売業界は戸惑っている。また、台風の通過で悪天候が続き、売上も前年を大きく下回った。マージン悪化と需要低迷で厳しさが増幅している。

商店街（霧島市）

10月の売上状況は前年並みであった。10月12日はこくぶ通り連合会と(協)情報タウンこくぶ及び(株)FMきりしまとの連携事業として推進している「プラスきりしま」を消費者へPRするため、「プラスきりしまの日」と銘打ち、霧島市民会館前広場でイベントを行った。当日はステージでFMのパーソナリティによるトークライブ、ポイントカードの新規発行や雑貨店、生花店、食料品店、飲食店など通り会会員の出店もあり、多くのお客様で賑わった。

商店街（薩摩川内市）

台風の影響もあり、動きは悪かった。空き店舗が目立つようになった。

商店街（鹿児島市/中央駅地区）

若者向け大型店との狭間にある当商店街では、前年並みの売上維持は困難である。ただし、中央駅周辺という立地の関係もあり、飲食店等のサービス業が増加するなど、少しずつ好転の兆しが見られる。

サービス業（旅館業）

9月の中旬から10月の中旬にかけて、お客様の少ない時期が続き、経営環境の悪化を心配する声もあったが、10月中旬以降はやや持ち直し、ほぼ前年同月並みに落ち着いた施設が多かった。

美容業

秋ファッションになり、ヘアスタイルにも変化や手入れを求めて来客数は増えたが、依然として厳しい状況に変わりはない。今月は各組合員サロンとも、年末の営業に向けて新メニューやアイテム、キャンペーンの準備、繁忙期の営業体制への備えなど、企画検討して集客アップを図っている。

旅行業

秋の旅行シーズンに入り、相変わらず家族とOLグループの東京方面（ディズニーランド）への問い合わせ、申込みが多い。今年は、伊勢の問い合わせがあるものの申込みは少ない。九州内はマイカー利用の阿蘇方面への宿泊が多い。個々の事業所によって売上のばらつきがあるが、全体的には増加傾向となっている。なお、販売額は増加したが、収益は減少した。

建築設計業

国土交通省によると、8月に実施設計に着手した概算延床面積は475万1,000㎡で前年同月比63.3%増加している。建築主別の内訳は、民間が428万1,000㎡で、公共が47万㎡となっている。現在、消費税増税に伴う駆け込み発注が増加している。

自動車分解整備・車体整備業

消費税率引き上げへの対応とも見られるが、低燃費の新車に乗り換えるユーザーが多く、継続検査を受ける台数が減少してきている。

電気工事業

公共工事の発注があり、幾らか活況をおびてきた。また、太陽光発電（メガソーラー）等の物件が次々と出ているため、人員の確保も難しくなりつつある。民間工事においては、単価的には低調で、相変わらず収益は上がらない状態である。

内装工事業

10月のラベル売上額は昨年並みである。職人の数が不足し、仕事量は増加しているにも関わらず、伸び悩んでいる。各企業においては、売上額はある程度増加しているが、利幅が小さく苦しい状況が継続している。

建設業（曾於市）

入札の件数は増加している。特にA・Bクラスに多いため、良い傾向だと言える。市の入札でも災害復旧工事が出始めた。

貨物自動車運送業

10月に入り、軽油価格は高騰を続けている。また、トラック運送事業者の全国大会が実施され、事故防止・環境保全及び安全対策について周知徹底を図った。

運輸業（個人タクシー）

組合員の高齢化による廃業が多くなってきたために、組合費等の収入減が心配される。



平成25年11月 鹿児島県内企業倒産概況

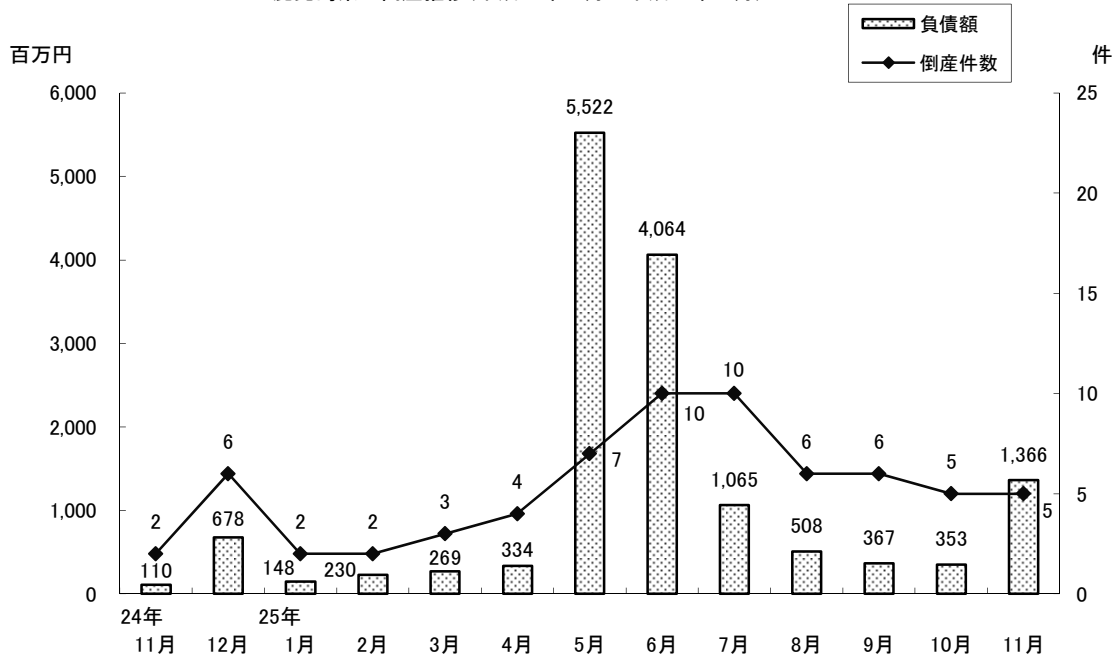
(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数5件 負債総額13億6,600万円

〔件数〕前年同月比150%増 〔負債総額〕前年同月比1,141.8%増

鹿児島県の倒産推移(平成24年11月～平成25年11月)



【概要】

平成25年11月の鹿児島県内の企業倒産(負債額1,000万円以上・法的整理)は、件数で5件(前月比増減無し、前年同月比150.0%増)、負債総額は13億6,600万円(前月比287.0%増、10億1,300万円増、前年同月比1,141.8%増、12億5,600万円増)となった。

【各要因別】

- ・業種別では、建設業4件、小売業1件。
- ・主因別では、販売不振3件、その他経営計画の失敗1件、その他1件。
- ・資本金では、個人1件、500万円未満3件、1,000万円～5,000万円未満1件。
- ・負債額では、1,000万円～5,000万円未満3件、5,000万円～1億円未満1件、10億円～50億円未満1件。
- ・地域別では、鹿児島市2件、霧島・始良地区2件、大隅地区1件。

【ポイント】

11月度としての倒産件数は前月比増減無しの5件、件数は増加に転じる状況にはなかったが、負債額については今年に入り3番目となる13億6,600万円と前月を大幅に上回る結果となった。倒産の様子は破産5件であった。

【今後の見通し】

11月発表の内閣府月例経済報告によると、景気の基調判断を前月と同じ「緩やかに回復しつつある」と2ヵ月連続で据え置いた。企業の業況が改善している一方、輸出は弱含みながらも個人消費や設備投資が底堅いことなどを反映した。鹿児島県内の動向としても秋の観光シーズンに外国人も含めた県外入り込み客などにより観光業界は安定した推移を辿っており、建設業界においても公共工事量の回復及び消費税引き上げ前の駆け込み的な需要増も併せて環境の好転が一部にはみられる。

11月の倒産件数・負債額をみると件数は横這いながら負債額では前月を大幅に上回る結果となっている。この要因としては9月に事業を停止した(株)Mが11月に破産手続開始決定を受けたことによるものであり、負債額についても90%以上を同社で占める形となっている。その他に関しても11月中に事業停止後直ちに法的整理に至ったものではなく、既に事業停止状態にあったものが法的整理となった形となっている。

今後については来春の消費税引き上げを睨んで、住宅など高額商品の駆け込み需要なども追い風要因となりつつあり、建設業界なども公共工事・民間工事ともに上向きつつある状況の中で、倒産件数・負債額ともに沈静化の方向も窺えるが、業種別の温度差といった点では開きも感じられる。

小売業などにおいては今後年末の需要期にかけての売上確保に関しては地元同業者のみならず、県外資本業者との競合は年々厳しくなっており、単価競合も含めて体力勝負的な一面も見受けられる。建設業などを含めた一部業種において回復感がみられたとしても、消費需要回復など末端にまで波及するまでには今暫く時間を要すといった見方もあり、卸・小売・製造業など近年の売上鈍化によって体力を疲弊させた業者にとっては年末の需要期に如何に実績を確保するかで、その後の経営の舵取りに影響を及ぼす可能性もある。また、これまでの景気低迷により極力固定経費を抑制すべく人員体制の縮小に取り組んできた企業にとっては回復のピッチが更にも早まると人材確保などの課題も露見する可能性もあり、倒産件数並びに負債額の動向に関しても今暫く状況を見守る必要があろう。

平成25年11月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(有)I	肝属郡錦江町	建設業	50	3,000	破産
(有)K	鹿児島市	建設業	24	3,000	破産
(株)K	霧島市	小売業	12	100	破産
(株)M	霧島市	建設業	1,270	10,000	破産
個人	鹿児島市	建設業	10	-	破産
5件					13億6,600万円

中央会関連主要行事予定

平成26年1月	
7日(火) 10:00	中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
17日(金) 17:00	鹿児島県中小企業組合士協会研修会・新年会 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」
28日(火) 13:30	組合自治監査講習会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
30日(木) 15:00	新春講演会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
平成26年2月	
6日(木) 14:00	消費税増税直前対策セミナー 奄美市「奄美観光ホテル」
14日(金) 13:30	消費税増税直前対策セミナー 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
26日(水) 10:00	組合決算講習会 鹿児島市「アーバンポートホテル鹿児島」

無料の専門家派遣を活用しませんか

「経営改善を図りたい」
「海外取引を開始したい」
「ITを活用し販路拡大を実現したい」

地域プラットフォーム「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」にご相談ください。経験豊富な専門家を無料で派遣し、様々な経営課題に関するアドバイスを実施します。

【お問い合わせは各構成機関へ】

- ・鹿児島県中小企業団体中央会
TEL 099-222-9258
- ・鹿児島県商店街振興組合連合会
TEL 099-223-2801
- ・鹿児島興業信用組合
TEL 099-224-3175
- ・奄美信用組合
TEL 0997-52-7111

新春講演会



親子二代泣き笑い経営
～道頓堀発 おもてなしの心～

株式会社くいだおれ
代表取締役会長 柿木 道子氏

日時 平成26年1月30日(木) 15時～17時
場所 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
受講料 無料



【お問い合わせ】 組織振興課

上海・蘇州経済視察のご案内

国際的な問題を抱えつつも、成長を続ける中国の実情を自分の目で確認し、今後のビジネスに繋げるための経済視察を実施しますので、皆様のご参加をお待ちしております。

日程 平成26年3月12日(水)～15日(土)
主催 鹿児島県中小企業団体中央会
実施 (株)JTB九州鹿児島支店

【お問い合わせ】 中央会総務企画課



南日本銀行
<http://nangin.jp>

With you

いつでも、いつまでも、ウイズユー。



お役立てください県共済



- ◆火災共済（建物内動産火災共済）
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済（あんしん共済）
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車総合共済（MAP）



県共済

鹿児島県火災共済(協)
鹿児島県中小企業共済(協)

理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) TEL (099) 225-4218
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> FAX (099) 227-3595

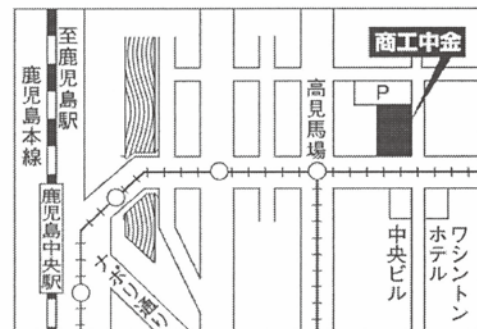
日本の明日へ 中小企業とともに。

話せるパートナー
商工中金です。

新型定期預金

マイハーベスト

- 有利な金利設定*
※当金庫内の商品と比較した場合
- 固定金利の半年複利
- 1年、2年、3年から期間が選べる



鹿児島支店 鹿児島市西千石町 17-24
TEL 099-233-4101

業務災害補償制度のごあんない

業務災害への備えは お済みですか？

例えば、こんな心配にお応えします

事故防止は徹底しているが、万一の重大事故が心配だ

万全の注意を払っていても、死亡・後遺障害の発生確率はゼロではありません

ちょっとしたケガが多くなってきた

従業員向けの福利厚生制度の充実が、安心して働ける環境を作ります

パート・アルバイトの保障も考えなければ…

！
あります

全国中小企業団体中央会の

業務災害補償制度 (※1) であれば、
万一の業務災害から企業経営を守ります。
さらに、個別で加入するより

最大約60%割安 (※2) です。

(※1) 業務災害補償制度は、傷害総合保険・労働災害保険（使用者賠償責任条項）で構成されています。

(※2) 団体割引30%、過去の損害率による割引30%、役職員一括契約割引10%（売上高より換算した被保険者数が20名以上の場合）を適用した傷害総合保険部分の1名あたりの保険料です。

本制度は、全国中小企業団体中央会が契約主となり、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、あいおいニッセイ同和損害保険、三井住友海上火災保険が引受保険会社となって募集します。

詳細については、鹿児島県中小企業団体中央会
(099-222-9258)まで ご連絡下さい。

発行所／鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

電話(099)222-9258 FAX(099)225-2904

発行人／小正芳史 印刷所／協業組合ユニカラー

電話(099)238-5525 FAX(099)238-5534